

武蔵野市 産前・産後支援ヘルパー事業 提供可能なサービスの範囲（具体例） 令和7年度

	提供可能例	提供不可例・備考
(1)簡単な食事の支度・下準備	・日常的に可能な範囲の簡単な食事作り（当日分のみ） ・調理済み品の温め、配膳、片付け、食器洗い等	・特別な手間をかけて作る料理、つくりおき ・来客者の応対（茶、食事の準備）
(2)衣類の洗濯 (3)居室の掃除 (4)食材又は生活必需品の買物	【日常的な家事を行います】 (例) ・家族の衣類の洗濯・干す・たたむ・しまう ・シーツの洗濯 ・アイロン ・居室等、台所、トイレ、浴室、洗面所、玄関等の掃除 ・ゴミ出し ・布団干し ・シーツ交換 ・生活に必要な品物の購入 (徒歩圏内、ヘルパーが持ち運べる範囲の重量)	【日常的に行わない家事・専門知識が必要なもの、危険を伴うものは対象外です】 (例) ・カーテン等の洗濯 ・大掃除にあたる清掃 (換気扇・窓拭き・カビ取り・ワックス等) ・引っ越しの手伝い ・部屋の模様替え（家具等の移動も含む） ・室外(庭やベランダ)の掃除 ・自動車等の洗浄 ・ペットの世話 ・草むしり、花木の手入れ
(5)もく浴の補助等	・もく浴の補助（準備や湯足し、子を受け取るなど） ・保護者が対応することが前提での見守り	・ヘルパー単独でもく浴 ・つめきり
(6)健診等の付添い	・産後、乳幼児健診・予防接種等の同行 ・母の受診等に同行	・ヘルパーと子のみで通院
(7)兄姉の世話	・居室で兄姉の世話をする ・兄姉を公園等に連れて行き遊ぶ (外に出る場合は1名だけとし、原則未就学児に限る) ・切迫早産、切迫流産で入院の際は、保護者が在宅であれば、兄姉の世話は可	・保護者不在での留守番
(8)兄姉の送迎	【徒歩・ベビーカー・公共交通機関の利用、行程は片道30分程度を想定しています】 ・保育園・幼稚園への送迎（未就学児に限る） ・一度に送迎できるのは、ヘルパー1人に児童1人まで ・切迫早産、切迫流産入院の際は、保護者が在宅であれば兄姉の送迎は可	・ヘルパーのみでの1歳未満の子の送迎 ・習い事の送迎 ・自転車での送迎
(9)出生児童の世話	【多胎児のみ対象・生後6か月以降からのサービスです】 ・原則ヘルパー1人に児童1人 ・授乳、食事介助（粉ミルクの調合、授乳の手伝い） ・もく浴の補助・入浴介助（体を拭く、着替えの手伝い） ・おむつや衣類の交換・後片付け ・保護者同伴での散歩等の外出 ・ふたご・みつごの会の同行	・ヘルパーのみでの1歳未満の子の世話 ・離乳食の調理 ・保護者不在での留守番
その他支援できないことの例	(ア) 病児保育 (イ) 医療行為 (ウ) 対象児童・母・同居家族が発熱等の感染性疾患の疑いがあるときの支援 (エ) 金融機関での現金の預け入れ・引き出し等	